【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成21年11月20日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 執行役社長 吉 川 淳

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集内国投資信託 野村CRF(キャッシュ・リザーブ・ファンド)

受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託 継続募集額(平成21年11月21日から平成22年11月19日まで)

受益証券の金額】 100兆円を上限とします。

* なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。) は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出します

ので更新されます。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

野村CRF(キャッシュ・リザーブ・ファンド)

(以下「ファンド」といいます。)

なお、「野村CRF」または「野村CRF(キャッシュリザーブファンド)」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

100兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得日の前日の基準価額 (以下「取得価額」といいます。)とします。

取得日は取得申込日の翌営業日となります。

ただし、取得申込日の翌営業日(取得日)の前日の基準価額が1口あたり1円を下回った場合には、受益権の取得の申込に応じないものとし、既に受け付けた取得の申込の受け付けを取消すこととします。

また、販売会社は、投資者が取得日を指定する取得申込の予約に応じることができます。詳しくは、「(12)その他 取得申込の予約」をご参照ください。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

(半日営業日は午前9時~正午)

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(5) 【申込手数料】

なし

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位

なお、販売会社によっては、申込代金の払込方法等により1円以上1円単位で取得申込みができない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(7) 【申込期間】

平成21年11月21日から平成22年11月19日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出しますので更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 (半日営業日は午前9時~正午)

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(9)【払込期日】

申込代金は、販売会社所定の日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の 照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 (半日営業日は午前9時~正午) インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込の予約

販売会社は、投資者が取得日を指定する取得申込の予約に応じることができます。

なお、取得申込の予約を行なった場合の取得申込は、当該取得日の前営業日に行なわれたものと みなし、販売会社は当該取得申込の受付けを行ないます。

ただし、取得申込の予約を行なった日以降、当該取得日の前日までのいずれかの日の基準価額が 1口あたり1円を下回った場合には、販売会社は当該取得申込みの予約および当該予約にかかる取 得申込の受付を中止または取消すものとします。

取得申込みの受け付けの中止、既に受け付けた取得申込みの受け付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資を行ない安定した収益の確保を目指して安定運用を行ないます。あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

毎日、お申込み・ご換金が可能です。

ご換金の受付け時間により換金代金のお支払日は以下の通りとなります。

(販売会社の買取りによるご換金の場合は、お取扱が異なります。)

販売会社が正午までに換金の申込を受付けた場合

換金代金は受付日の翌営業日からお支払いいたします。

販売会社が正午を過ぎて換金の申込を受付けた場合

換金代金は受付日の翌々営業日からお支払いいたします。

毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配します。

公社債等に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金は毎日計算され、毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、原則として自動的に再投資されます。

受益権の信託金限度額は、10兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村CRF(キャッシュ・リザーブ・ファンド))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追 加 型	内外	その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般大型株	年2回	GER
中小型株	年4回	日本
□ 債券□ □ □ □ 般	年6回	北米
公債	(隔月)	区欠州
信券 <u>設</u> 公債 社債 その他債券	年12回	アジア
クレジット属性 ()	(毎月) 	オセアニア
不動産投信	日々	 中南米
その他資産	その他 ()	アフリカ
()		 中近東
資産複合		(中東)
資産配 分固定型		エマージング
資産配分変更型		

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成21年9月16日現在)

<商品分類表定義>

「単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から (3) に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記 して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいる

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な 仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類におい て「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小 分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ、)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載が

あるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

「決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

「投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ 投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は 為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

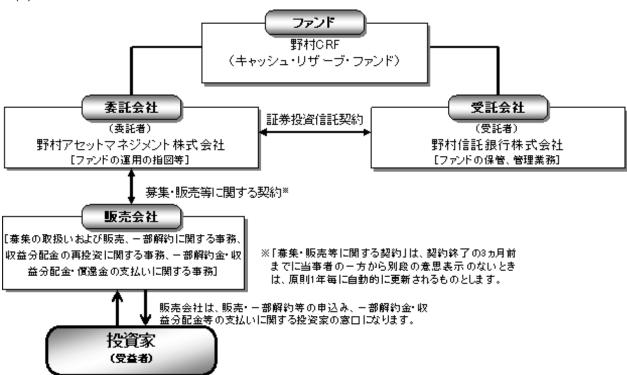
[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行っとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの仕組み】



委託会社の概況

委託会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成21年10月末現在、17,180百万円

・ 会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野

村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

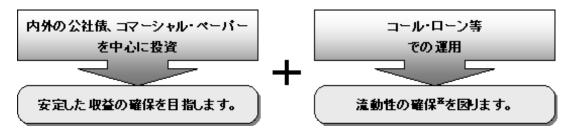
・ 大株主の状況(平成21年10月末現在)

名称	名称 住所		比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1 安定した収益の確保を目指しつつ、流動性の確保を図ります。



ファンドは、毎日ご換金が可能なため、高い流動性の確保に配慮します。

短期有価証券および短期金融商品を中心とした運用を行ないますが、資金動向、市況動向等によっては、一時的に短期金融商品を中心とした運用を行なう場合があります。

2 ポートフォリオの構築にあたっては、元本の安全性を考慮し、以下の点に配慮することを基本とします。

[信用リスクへの配慮]

- ・国債、政府保証付債券や投資適格格付を有する(長期格付でBBB格相当以上 を付与されている(同等と判断されるものを含みます。))有価証券および金 融商品に投資します。
- ・債券(国債、政府保証付債券を除きます。)の組入れは一発行体あたりファンドの純資産総額の10%を上限とします。

[金利変動リスクへの配慮]

- ・投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間1年以内のものとします。
- ・ポートフォリオの加重平均残存日数は、通常30日以内とします。

[流動性への配慮]

- ・債券の満期構成については、流動性の確保を考慮し、分散投資を行ないます。
- 3 毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配します。

公社債等に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分)をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、原則として自動的に再投資されます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2) 【投資対象】

内外の公社債、コマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、その他、短期金融商品等にも投資を 行ないます.

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限るものとします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。) の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 および 」に定めるものに限ります。)に係る権利
 - ハ 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 二 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第17条第1項)

委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。)に投資することを指図します。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 特別の法律により法人の発行する債券
- 4 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除 きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に 限ります。)

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予 約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法 施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を 含みます。)をいいます。

5 コマーシャル・ペーパー

- 6 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 7 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 8 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 9 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託財産の計算に関する規則第59条第1項第2号イ(3)に定めるものに限る)
- 10 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 11 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質をするものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第17条第2項)

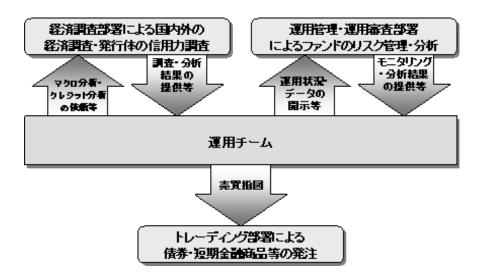
委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預余
- 2 指定金銭信託 (上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを 除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの(投資信託財産の計算に関する規則第59条第1項第2号イ(3)に定めるものに限る)
- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

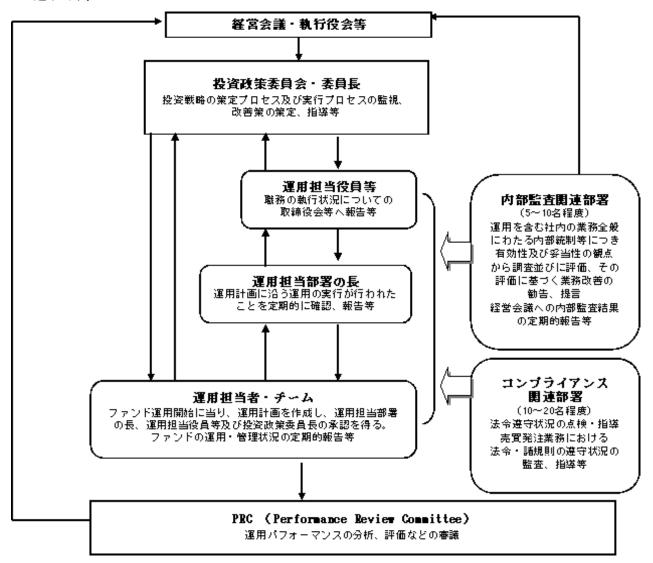
- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引
- (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成21年11月20日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

日々決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

「信託財産から生ずる利益」とは、下記 の収益等の合計額が の経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。

毎計算期間における利子、貸付有価証券に係る品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

毎計算期間における監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬、売買・ 償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

信託財産から生ずる利益は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(上記 の合計額が の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

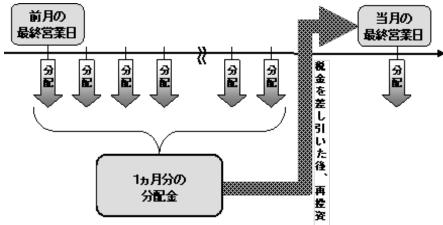
ファンドの決算日

毎日とします。

分配金のお支払い

分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分)をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、原則として自動的に再投資されます。

当月の最終営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回った場合には、再投資は行なわず、販売会社は、当該当月の最終営業日から起算して原則として5営業日目から分配金を受益者にお支払いします。



なお、受益者が自己の有する受益権の全部について、販売会社に対し、分配金の再投資をしないことをあらかじめ申し出た場合においては、販売会社は、原則として、当月の 最終営業日から分配金を受益者にお支払いします。

当月の最終営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回った場合には、当該当月の最終営業日から起算して原則として5営業日目から分配金を受益者にお支払いします。

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(5) 【投資制限】

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)運用制限)

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの (為替リスクの生じないもの)に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(運用の基本方針 2 運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第19条)

- ()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。) の時価総額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」という。)の時価総額の範囲内とします。

- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第20条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約 が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第22条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、 その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指 図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第23条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を することができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供 が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第24条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第25条)

委託者は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

資金の借入れ(約款第34条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金 支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間 または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の 解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財 産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である 場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の 解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

主な変動要因

[金利変動リスク]

ファンドが主要投資対象とする短期有価証券、および短期金融商品は、市場金利の変動により価格や利回りが変動します。よって、金利の変動により、ファンドの日々の収益は変動します。

[信用リスク]

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

その他の変動要因

[有価証券の貸付等におけるリスク]

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の投資方針に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能 性があります。

ファンドは、短期有価証券および短期金融商品を中心に投資を行ない、安定した収益の確保を目指します。ただし、運用成果は実績に応じて変わりますので、元金が保証されているものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

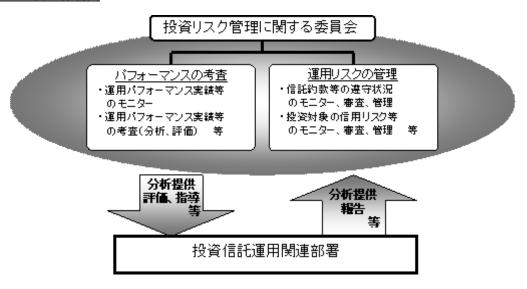
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価) の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成21年11月20日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の100以内の率で計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」 に応じて、次に掲げる率(以下、「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、経過日数に応じて日割計上します。

「信託報酬控除前の運用収益率」とは、収益等(繰越利益金を除きます。)の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した金額を、計算日における元本総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。以下同じ。

計算日の「信託報酬控除前の運用収益 率」	当該計算日の信託報酬率
年10%超のとき	当該計算日の信託報酬率は年1.0%以内の率
年 2 %超10%以下のとき	当該計算日の信託報酬率は、当該運用収益率に100分の10を乗じて得 た率以内の率
年 1 %超 2 %以下のとき	当該計算日の信託報酬率は、年0.2%以内の率
年 1 %以下のとき	当該計算日の信託報酬率は、当該運用収益率に100分の20を乗じて得た率以内の率(但し、下限は零とします。)

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものと し、その配分については信託報酬率に応じて次の通りとします。(全て元本総額に対する年率で す。)

	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
信託報酬率 < 年0.2%			
	信託報酬率×4.45/20	信託報酬率×13.88/20	信託報酬率×1.67/20
のとき			
信託報酬率 = 年0.2%			
	0.0445%	0.1388%	0.0167%
のとき			
信託報酬率 > 年0.2%		信託報酬率×13.88/20	0.0167%
	信託報酬率 - (+)	10101X 1/11 × 10:00/20	0.0107 //
のとき	,	()	()

販売会社の配分率には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を含みます。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る 消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要 する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税について 法人の投資家に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については20%(所得税15%および地方税5%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

ファンドは、日々決算を行ないその都度決算収益の全額を収益分配金としておりますので、収益分配金について課された源泉税は全額法人税額から控除できます。

個人の投資家に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については、20%(所得税15% および地方税5%)の税率による源泉分離課税が行なわれます。

少額貯蓄非課税制度(マル優制度)をご利用の場合は、お一人元金350万円(すでにご利用の場合は、その金額を差し引いた額)までは、上記の税金はかかりません。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行なわない場合があります。

マル優制度の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)時および償還時の課税について

ご換金時は、ご換金にかかる受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。 また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税 が行なわれます。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		再投資前の分配金に対して20% ¹
換金時			ご換金時にお支払いする
(解約請求制)	所得税および地方税		再投資前の分配金に対して
			20% 2
			元本超過額に対して
			20% 2
償還時	所得税および地方税		償還時にお支払いする
			分配金に対して
			20% 2

- 1 分配金をお支払いする場合は、お支払いする分配金について20%が課税されます。
- 2 ご換金時は、ご換金にかかる受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。 また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税が行なわれます。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

マル優制度をご利用の場合、一定の金額までは上記の税金はかかりません。詳しくは前述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更となる場合があります。

5 【運用状況】

以下は平成21年9月30日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
コマーシャルペーパー	日本	29,999,876,700	9.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		295,173,601,070	90.77
合計(純資産総額)		325,173,477,770	100.00

(2)【投資資産】

「仏姿方価証券の主亜效抗】

	<u> </u>	1 証券の:	工女如例』								
					簿価		評価	評価	利率	償	投 資
順位	国 <i>/</i> 地域		 銘柄名 	 数量 	単 価	金額	1Щ	金額		還 期 限	比 率
					(円)	(円)	(円)	(円))		(%)
1	日本	コシャル ペパー	ミツイス ミトモギ ンコウ	30,000,000,000		29,999,876,700		29,999,876,700	l		9.22

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
コマーシャルペーパー		9.22
合計		9.22

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】 平成21年9日末日及75同日前1年以内における各月末並75に下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです

平成21年9月末日	平成21年9月末日及び回日削1年以内における各月末业ひに下記特定期間末の純質産の推移は次の通りです。						
#±=====	純資産総額(百万円		頁(百万円)	1口当たり純資産額(円)			
特定期間	計算期間	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)		
第1特定期間	2002年8月30日~2003年2月28日	28,237	28,237	1.0000	1.0000		
第2特定期間	2003年3月1日~2003年8月31日	36,871	36,871	1.0000	1.0000		
第3特定期間	2003年9月1日~2004年2月29日	64,746	64,746	1.0000	1.0000		
第4特定期間	2004年3月1日~2004年8月31日	61,002	61,002	1.0000	1.0000		
第5特定期間	2004年9月1日~2005年2月28日	64,648	64,648	1.0000	1.0000		
第6特定期間	2005年3月1日~2005年8月31日	96,242	96,242	1.0000	1.0000		
第7特定期間	2005年9月1日~2006年2月28日	100,496	100,496	1.0000	1.0000		
第8特定期間	2006年3月1日~2006年8月31日	98,180	98,181	1.0000	1.0000		
第9特定期間	2006年9月1日~2007年2月28日	181,092	181,094	1.0000	1.0000		

第10特定期間	2007年3月1日~2007年8月31日	289,549	289,553	1.0000	1.0000
第11特定期間	2007年9月1日~2008年2月29日	333,783	333,787	1.0000	1.0000
第12特定期間	2008年3月1日~2008年8月31日	341,399	341,403	1.0000	1.0000
第13特定期間	2008年9月1日~2009年2月28日	314,064	314,065	1.0000	1.0000
第14特定期間	2009年3月1日~2009年8月31日	321,423	321,424	1.0000	1.0000
	2008年9月末日	326,608		1.0000	
	10月末日	329,489		1.0000	
	11月末日	323,137		1.0000	
	12月末日	297,819		1.0000	
	2009年1月末日	315,265		1.0000	
	2月末日	314,064		1.0000	
	3月末日	313,622		1.0000	
	4月末日	340,838		1.0000	
	5月末日	345,375		1.0000	
	6月末日	330,372		1.0000	
	7月末日	345,926		1.0000	
	8月末日	321,423		1.0000	·
	9月末日	325,173		1.0000	

特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

【分配の推移】

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2002年8月30日~2003年2月28日	0.0000131 円
第2特定期間	2003年3月1日~2003年8月31日	0.0000121 円
第3特定期間	2003年9月1日~2004年2月29日	0.0000121 円
第4特定期間	2004年3月1日~2004年8月31日	0.0000131 円
第5特定期間	2004年9月1日~2005年2月28日	0.0000152 円
第6特定期間	2005年3月1日~2005年8月31日	0.0000166 円
第7特定期間	2005年9月1日~2006年2月28日	0.0000162 円
第8特定期間	2006年3月1日~2006年8月31日	0.0003758 円
第9特定期間	2006年9月1日~2007年2月28日	0.0012731 円
第10特定期間	2007年3月1日~2007年8月31日	0.0022406 円
第11特定期間	2007年9月1日~2008年2月29日	0.0022177 円
第12特定期間	2008年3月1日~2008年8月31日	0.0022213 円
第13特定期間	2008年9月1日~2009年2月28日	0.0014893 円
第14特定期間	2009年3月1日~2009年8月31日	0.0004875 円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2002年8月30日~2003年2月28日	0.00 %
第2特定期間	2003年3月1日~2003年8月31日	0.00 %
第3特定期間	2003年9月1日~2004年2月29日	0.00 %
第4特定期間	2004年3月1日~2004年8月31日	0.00 %
第5特定期間	2004年9月1日~2005年2月28日	0.00 %
第6特定期間	2005年3月1日~2005年8月31日	0.00 %
第7特定期間	2005年9月1日~2006年2月28日	0.00 %
第8特定期間	2006年3月1日~2006年8月31日	0.04 %
第9特定期間	2006年9月1日~2007年2月28日	0.13 %
第10特定期間	2007年3月1日~2007年8月31日	0.22 %
第11特定期間	2007年9月1日~2008年2月29日	0.22 %
第12特定期間	2008年3月1日~2008年8月31日	0.22 %
第13特定期間	2008年9月1日~2009年2月28日	0.15 %
第14特定期間	2009年3月1日~2009年8月31日	0.05 %

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

6 【手続等の概要】

(1) 申込(販売)手続等

販売の単位は、1円以上1円単位とします。

なお、販売会社によっては、申込代金の払込方法等により1円以上1円単位で申込みができない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

受益権の販売価額は、取得日の前日の基準価額(以下「取得価額」といいます。)とします。

取得日は取得申込日の翌営業日となります。

なお、申込手数料はありません。

販売会社は、投資者が取得日を指定する買付の申込の予約に応じることができます。 (「買付申込の予約」については、「第一部 証券情報 (12)その他 取得申込の予 約」をご参照ください。)

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、買付のお申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた買付のお申込の受付けを取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

(2) 換金(解約)手続等

受益者は、1口単位で換金の請求をすることができます。

換金の価額および換金代金のお支払いは、販売会社が換金請求を受け付けた時間に応じて以下の通りとなります。

販売会社が換金の申込受付日の正午以前に換金の申込を受け付けた場合

- ・ 換金価額は、換金の申込受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
- ・ 換金代金は、換金の申込受付日の翌営業日からお支払いします。
- ・ 換金代金は、換金の申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。

販売会社が換金の申込受付日の正午を過ぎて換金の申込を受け付けた場合

- ・ 換金価額は、換金の申込受付日の翌々営業日の前日の基準価額とします。
- ・ 換金代金は、換金の申込受付日の翌々営業日からお支払いします。
- ・ 換金代金は、換金の申込受付日の翌々営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を 含めた額とします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ることができます。

なお、買取価額および買取代金のお支払いは、以下の通りとなります。

- ・ 買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
- ・ 買取代金は、原則として、買取請求受付日の翌営業日からお支払いします。
- ・ 買取代金は、買取請求受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、換金のお申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申込みの受付けを取り消す場合があります。

「換金の受付日」と「換金代金支払日」について

例1:営業日が連続している場合



例2:休日(非営業日)を挟んた場合



販売会社の買取りによるご換金の場合は、上記とお取扱いが異なります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

上記(1)及び(2)の詳細については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時~午後5時 (半日営業日は午前9時~正午) インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

7 【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

< 基準価額の計算方法 >

基準価額は毎営業日に算出されます。

基準価額とは、計算日におけるファンドの純資産総額 を、受益権口数で除して得た額をいいます。

純資産総額とは、ファンドの時価総額のことで、ファンドの資産総額から負債総額を控除して算出 します。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

公社債等:原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 します。

> 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 (半日営業日は午前9時~正午) インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

無期限とします(平成14年8月30日設定)。

(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5) 受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金(解約)請求権を有しています。

詳細は「第三部ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 2 受益者の権利等」をご参照ください。

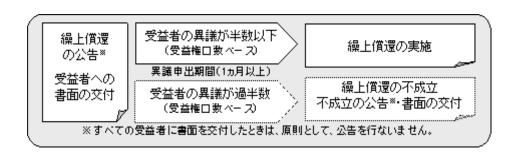
(6) その他

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の総口数が30億口を下回ることとなる場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

()委託者は、上記にしたがい信託を終了させる場合は、以下の手続で行います。



()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき等には、信託契約を終了させる場合があります。

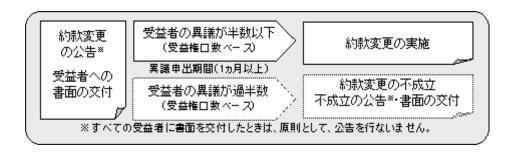
(c) 運用報告書

6ヵ月毎(毎年2月、8月)および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、 以下の手続きを行います。



()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとすると きは、上記()の規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに 掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

第2 【財務ハイライト情報】

以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

1 【貸借対照表】

期別	前期 平成21年2月28日現在	当期 平成21年8月31日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	786,987	503,495
コール・ローン	70,027,000,000	70,081,000,000
コマーシャル・ペーパー	9,999,949,312	41,000,000,000
現先取引勘定	185,135,129,489	139,276,595,092
未収利息	2,247,570	784,649
その他未収収益	455,508	292,042
借入有価証券担保金	48,901,440,070	71,065,268,699
流動資産合計	314,067,008,936	321,424,443,977
資産合計	314,067,008,936	321,424,443,977
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,198,448	932,127
未払受託者報酬	46,292	19,726
未払委託者報酬	508,870	217,158
その他未払費用	28,592	20,387
流動負債合計	2,782,202	1,189,398
負債合計	2,782,202	1,189,398
純資産の部		
元本等		
元本	314,064,202,948	321,423,237,782
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	23,786	16,797
元本等合計	314,064,226,734	321,423,254,579
純資産合計	314,064,226,734	321,423,254,579
負債純資産合計	314,067,008,936	321,424,443,977

2 【損益及び剰余金計算書】

期別	前期	当期
	自 平成20年9月 1 日	自 平成21年3月 1 日
	至 平成21年2月28日	至 平成21年8月31日
科目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	606,051,668	170,164,500
その他収益	36,834,625	43,092,534
営業収益合計	642,886,293	213,257,034
営業費用		
受託者報酬	10,705,105	3,489,870
委託者報酬	117,602,556	38,418,145
その他費用	1,314,797	3,681,355
営業費用合計	129,622,458	45,589,370
営業利益	513,263,835	167,667,664
経常利益	513,263,835	167,667,664
当期純利益	513,263,835	167,667,664
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		

期首剰余金又は期首欠損金()	33,694	23,786
剰余金増加額又は欠損金減少額		
剰余金減少額又は欠損金増加額		
分配金	513,273,743	167,674,653
期末剰余金又は期末欠損金()	23,786	16,797

<注記表>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<u>(重要な会計方針に係る</u>	『項に関する注記)		
	前期 自 平成20年9月 1 日 至 平成21年2月28日	当期 自 平成21年3月 1 日 至 平成21年8月31日	
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社 の提供する価額等で評価しております。	(1) コマーシャル・ペーパー 同左	
2 その他	(1) 現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成19年6月15日)の規定によっております。 (2)計算期間 当ファンドは日々決算を行っておりますが、6ヶ月毎に財務諸表を作成しております。財務諸表の作成期間は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)により、平成20年9月1日から平成21年2月28日までとなっております。	(1) 現先取引 同左 (2)計算期間 当ファンドは日々決算を行っておりますが、6ヶ月毎に財務諸表を作成しております。財務諸表の作成期間は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)により、平成21年3月1日から平成21年8月31日までとなっております。	

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

後述の「第三部 ファンドの詳細情報」について、交付目論見書とは別に、その内容を記した書面を『請求目論見書』として作成しております。

請求目論見書のご請求は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

また、請求目論見書の内容はEDINET(エディネット) でもご覧いただくことができます。

<u>Electronic Disclosure for Investors' NETwork の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。</u>

なお、「請求目論見書」の記載項目は、下記の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - ・純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年8月30日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 (半日営業日は午前9時~正午) インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、1円以上1円単位とします。

なお、販売会社によっては、申込代金の払込方法等により1円以上1円単位で申込みができない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

受益権の販売価額は、取得日の前日の基準価額(以下「取得価額」といいます。)とします。

取得日は取得申込日の翌営業日となります。

販売会社は、投資者が取得日を指定する取得申込の予約に応じることができます。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

<申込手数料>

申込手数料はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額および解約代金のお支払いは、販売会社が解約請求を受け付けた時間に応じて以下の通りとなります。

販売会社が解約請求受付日の正午までに解約請求を受付けた場合

- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日の翌営業日からお支払いします。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。

販売会社が解約請求受付日の正午を過ぎて解約請求を受付けた場合

- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌々営業日の前日の基準価額とします。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日の翌々営業日からお支払いします。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日の翌々営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他や むを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実 行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の 受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(b) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ることができます。

- ・ 買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
- ・ 買取代金は、原則として、買取請求受付日の翌営業日からお支払いします。
- ・ 買取代金は、買取請求受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受け付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り申込みを受け付けたものとします。

上記(a)及び(b)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 (半日営業日は午前9時~正午) インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法 により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 (半日営業日は午前9時~正午)

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(ご参考)アキュムレーション、アモチゼーションの概要

アキュムレーション、アモチゼーションとは、一般に債券の償還価額と取得価額の差額を残存日数(残存期間)で按分して、その額を日々計上していく会計処理の方法のことをいいます。アキュムレーションは償還価額を下回る価額で組入れる債券に、アモチゼーションは償還価額を上回る価額で組入れる債券に適用する方式です。

- ・取得価額......購入(取得)時の価格のことです。
- ・残存期間………債券の取得日から償還日までの日数のことです。

上記は一般的な考え方を記載したものであり、ファンドにおけるアキュムレーション、アモチゼーションは法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって行います。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成14年8月30日設定)。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の総口数が30億口を下ることとなる場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に 委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月 を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の 総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨 およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契 約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係 るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行な いません。
- ()上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その 命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者 または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した 場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解 約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、6ヵ月毎(毎年2月、8月)および償還時に運用報告書を作成し、知られたる 受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書の作成

委託者は、有価証券報告書を原則毎年2月、8月末を基準に作成し3ヵ月以内に関東 財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に 委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月 を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨 およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる 受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した ときは、原則として、公告を行ないません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとすると きは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに 掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的 に更新されるものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

- (a) 収益分配金は1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分)をまとめて、当月の最終営業日に自動けいぞく投資契約に基づき、全額再投資します。ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回った場合には、収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じないものとします。
- (b) なお、受益者が自己の有する受益権の全部について、販売会社に対し、この 信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあら かじめ申し出た場合においては、販売会社は、原則として、当月の最終営業日 から収益分配金をお支払いします。

上記(a)(b)いずれの場合も、当月の最終営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回った場合には、販売会社は、原則として、当該当月の最終営業日から起算して原則として5営業日目から収益分配金を受益者にお支払いします。

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座 簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

換金(解約)代金の支払い開始日

販売会社が、解約請求受付日の正午以前に解約の実行の請求を受け付けた 場合

解約代金(一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金を含みます。)は、解約請求受付日の翌営業日からお支払いします。

販売会社が、解約請求受付日の正午を過ぎて解約の実行の請求を受け付けた場合

解約代金(一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金を含みます。)は、解約請求受付日の翌々営業日からお支払いします。

第4 【ファンドの経理状況】

野村CRF(キャッシュ・リザーブ・ファンド)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期(平成20年9月 1 日から平成21年2月28日まで)および当期(平成21年3月 1 日から平成21年8月31日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。 投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期(平成20年9月 1 日から平成21年2月28日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成21年3月 1 日から平成21年8月31日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。 また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成20年9月 1 日から平成21年2 月28日まで)および当期(平成21年3月 1 日から平成21年8月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 平成21年 2月28日現在	当期 平成21年 8月31日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	786,987	503,495
コール・ローン	70,027,000,000	70,081,000,000
コマーシャル・ペーパー	9,999,949,312	41,000,000,000
現先取引勘定	185,135,129,489	139,276,595,092
未収利息	2,247,570	784,649
その他未収収益	455,508	292,042
借入有価証券担保金	48,901,440,070	71,065,268,699
流動資産合計	314,067,008,936	321,424,443,977
資産合計	314,067,008,936	321,424,443,977
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,198,448	932,127
未払受託者報酬	46,292	19,726
未払委託者報酬	508,870	217,158
その他未払費用	28,592	20,387
流動負債合計	2,782,202	1,189,398
負債合計	2,782,202	1,189,398
純資産の部		
元本等		
元本	314,064,202,948	321,423,237,782
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	23,786	16,797
元本等合計	314,064,226,734	321,423,254,579
純資産合計	314,064,226,734	321,423,254,579
負債純資産合計	314,067,008,936	321,424,443,977

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(十四:13)
	前期 自 平成20年 9月 1日 至 平成21年 2月28日	当期 自 平成21年 3月 1日 至 平成21年 8月31日
営業収益		
受取利息	606,051,668	170,164,500
その他収益	36,834,625	43,092,534
営業収益合計	642,886,293	213,257,034
営業費用		
受託者報酬	10,705,105	3,489,870
委託者報酬	117,602,556	38,418,145
その他費用	1,314,797	3,681,355
営業費用合計	129,622,458	45,589,370
営業利益	513,263,835	167,667,664
経常利益	513,263,835	167,667,664
当期純利益	513,263,835	167,667,664
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	33,694	23,786
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	513,273,743	167,674,653
期末剰余金又は期末欠損金()	23,786	16,797

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<u>(重要な会計万針に係る</u>	事埧に関する汪記)	
	前期 自 平成20年9月 1 日	当期 自 平成21年3月 1 日
	至 平成21年2月28日	至 平成21年8月31日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社 の提供する価額等で評価しております。	(1) コマーシャル・ペーパー 同左
2 その他	(1) ^{現先取引}	(1) ^{現先取引}
	現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成19年6月15日)の規定によっております。 (2)計算期間 当ファンドは日々決算を行っておりますが、6ヶ月毎に財務諸表を作成しております。財務諸表の作成期間は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)により、平成20年9月 1 日から平成21年2月28日までとなっております。	(2)計算期間 当ファンドは日々決算を行っておりますが、6ヶ月毎に財務諸表を作成しております。財務諸表の作成期間は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)により、平成21年3月1日から平成21年8月31日までとなっております。

(貸供対昭表に関する注記)

(員借灯照表に関する汪記)	
前期	当期
平成21年2月28日現在	平成21年8月31日現在
1 借入有価証券担保金は現金担保付債券貸借取引に係 る担保金であります。	1 借入有価証券担保金は現金担保付債券貸借取引に係 る担保金であります。
2 特定期間の末日における受益権の総数 314,064,202,948 口	2 特定期間の末日における受益権の総数 321,423,237,782 口
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000口当たり純資産額 10,000 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (10,000口当たり純資産額 10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	(15年及び利尔並引発自に関する注記)	
前期		当期
自 平成20年9月 1 日		自 平成21年3月 1 日
至 平成21年2月28日		至 平成21年8月31日
	1 分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額 513,297,529円を分配対象収益として513,273,743円 を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額 167,691,450円を分配対象収益として167,674,653円 を分配金額としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(周廷コ争自との私引に関する注記)	
前期	当期
自 平成20年9月 1 日	自 平成21年3月 1 日
至 平成21年2月28日	至 平成21年8月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれ ていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記) 1元本の移動

「ルキリケを到			
前期		当期	
自 平成20年9月 1 日		自 平成21年3月 1 日	
至 平成21年2月28日		至 平成21	年8月31日
期首元本額	341,399,903,962 円	期首元本額	314,064,202,948 円
期中追加設定元本額	563,457,635,601 円	期中追加設定元本額	544,121,444,999 円

期中一部解約元本額

590,793,336,615 円

期中一部解約元本額

536,762,410,165 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

-						
		前期		当期		
	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │		自 平成20年9月 1 日		3月 1 日	
		至 平成21年2月28日		至 平成21年8月31日		
Ī		貸借対照表計上額	損益に含まれた	貸借対照表計上額	損益に含まれた	
		(口)	評価差額(円)	(円)	評価差額(円)	
[コマーシャル・ペーパー] 9,999		9,999,949,312	0	41,000,000,000	0	
	合計	9,999,949,312	0	41,000,000,000	0	

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成20年9月 1 日 至 平成21年2月28日) 該当事項はございません。 当期(自 平成21年3月 1 日 至 平成21年8月31日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1有価証券明細表

(1)株式(平成21年8月31日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成21年8月31日現在)

		十0万51日死任 /			
種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考	
コマーシャル・ ペーパー	ホ) ニホンセイサクキンユ ウコウコ	11,000,000,000	11,000,000,000		
	ミツイスミトモギンコウ	30,000,000,000	30,000,000,000		
コマーシャル・ ペーパー計		41,000,000,000	41,000,000,000		
			100%		
合計			41,000,000,000		

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年9月30日現在

資産総額	391,170,712,170	円
負債総額	65,997,234,400	円
純資産総額(-)	325,173,477,770	円
発行済口数	325,173,447,883	
1口当たり純資産額(/)	1.0000	円

第5【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2002年8月30日 ~ 2003年2月28日	59,873,049,307	31,635,077,384	28,237,971,923
第2特定期間	2003年3月1日~ 2003年8月31日	66,460,590,577	57,826,846,919	36,871,715,581
第3特定期間	2003年9月1日~ 2004年2月29日	88,219,647,793	60,344,524,864	64,746,838,510
第4特定期間	2004年3月1日 ~ 2004年8月31日	97,841,912,083	101,585,892,364	61,002,858,229
第5特定期間	2004年9月1日 ~ 2005年2月28日	72,469,054,843	68,823,758,797	64,648,154,275
第6特定期間	2005年3月1日~ 2005年8月31日	154,025,206,182	122,430,546,448	96,242,814,009
第7特定期間	2005年9月1日 ~ 2006年2月28日	148,882,406,336	144,628,941,399	100,496,278,946
第8特定期間	2006年3月1日 ~ 2006年8月31日	161,554,306,257	163,869,739,081	98,180,846,122
第9特定期間	2006年9月1日~ 2007年2月28日	344,678,363,765	261,766,885,824	181,092,324,063
第10特定期間	2007年3月1日 ~ 2007年8月31日	744,803,143,253	636,345,907,336	289,549,559,980
第11特定期間	2007年9月1日~ 2008年2月29日	657,439,685,464	613,205,305,093	333,783,940,351
第12特定期間	2008年3月1日 ~ 2008年8月31日	653,568,052,195	645,952,088,584	341,399,903,962
第13特定期間	2008年9月1日 ~ 2009年2月28日	563,457,635,601	590,793,336,615	314,064,202,948
第14特定期間	2009年3月1日 ~ 2009年8月31日	544,121,444,999	536,762,410,165	321,423,237,782

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第四部 【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、 定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・ 代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

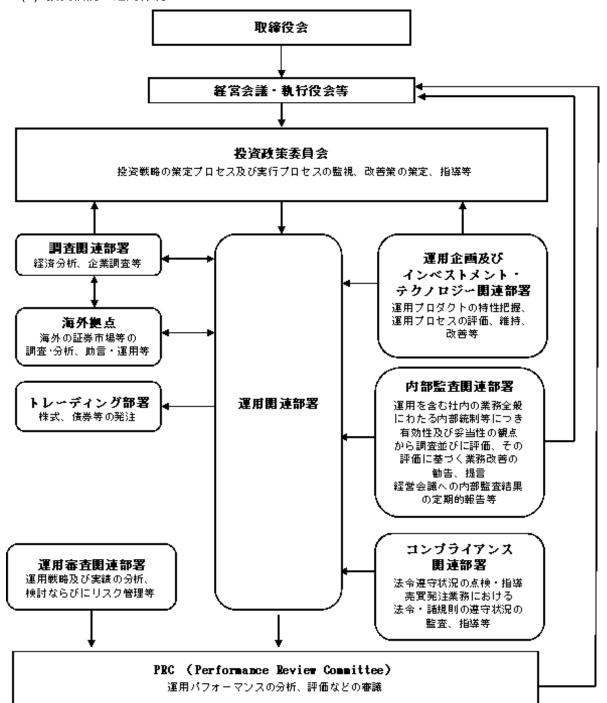
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成21年10月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	626	9,791,768
単位型株式投資信託	19	154,659
追加型公社債投資信託	19	4,848,990
単位型公社債投資信託	0	0
合計	664	14,795,417

3 【委託会社等の経理状況】

監査法人となりました。

1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第49期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第50期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度 及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。 なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任

(1) 【貸借対照表】

			 業年度 : 3 月31日)	当事業年度	(平成21年 31日)
区分	注記番号		5万円) 5万円)		<u>5.日,</u> 百万円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,855		560
金銭の信託			32,058		34,551
有価証券			6,300		3,400
短期貸付金			1,526		592
前払金			45		43
前払費用			9		17
未収入金			81		84
未収委託者報酬			13,910		7,489
未収収益			2,030		1,629
未収法人税等			-		498
繰延税金資産			1,137		879
その他			1,072		807
貸倒引当金			7		4
流動資産計			61,020		50,549
固定資産					
有形固定資産			1,972		2,183
建物	2	800		710	
器具備品	2	1,171		1,472	
無形固定資産			8,857		12,407
ソフトウェア		8,852		12,403	
電話加入権		2		2	
その他		2		1	
投資その他の資産			45,424		28,519
投資有価証券		27,606		10,693	
関係会社株式	3	15,739		15,743	
従業員長期貸付金		194		385	
長期差入保証金		34		39	
長期前払費用		17		19	
繰延税金資産		1,567		1,256	
その他		264		381	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			56,253		43,110
資産合計			117,274		93,659

		<u></u>	W 4- da	V.=**	有侧趾分曲山管
			業年度 : 3 月31日)	当事業年度 3月	(平成21年 31日)
区分	注記 番号		百万円)		百万円)
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		12,000
預り金			148		95
未払金	1		12,848		5,750
未払収益分配金		5		5	
未払償還金		105		82	
未払手数料		6,115		3,275	
その他未払金		6,622		2,387	
未払費用	1		8,363		4,849
未払法人税等	4		1,591		4
前受収益			8		6
賞与引当金			1,730		1,080
その他			102		4
流動負債計			24,794		23,790
固定負債					
退職給付引当金			5,359		4,620
時効後支払損引当金			467		462
その他			64		642
固定負債計			5,890		5,724
負債合計			30,685		29,515
(純資産の部)					
株主資本			81,714		61,810
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			52,804		32,900
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		52,119		32,215	
別途積立金		35,606		24,606	
繰越利益剰余金		16,512		7,608	
評価・換算差額等			4,874		2,333
その他有価証券評価差額金			5,124		2,084
繰延ヘッジ損益			250		249
純資産合計			86,589		64,143
負債・純資産合計			117,274		93,659

(2) 【損益計算書】

		(自 平成19	業年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	(自 平成20	業年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)
区分	注記 番号	│ 金額(Ī	金額(百万円)		百万円)
営業収益					
委託者報酬			124,893		84,195
運用受託報酬			10,506		8,315
その他営業収益			8		27
営業収益計			135,408		92,537
営業費用					
支払手数料			57,704		39,122
広告宣伝費			2,439		1,438
公告費			27		2
受益証券発行費			27		34
調査費			32,108		21,176
調査費		1,576		1,643	
委託調査費		30,532		19,532	
委託計算費			681		790
営業雑経費			2,950		2,709
通信費		175		208	
印刷費		1,375		1,382	
協会費		76		87	
諸経費		1,322		1,031	
営業費用計			95,938		65,272
一般管理費					
給料			10,229		8,863
役員報酬	2	667		329	
給料・手当		6,480		6,507	
賞与		3,081		2,025	
交際費			212		168
旅費交通費			786		557
租税公課			637		443
不動産賃借料			1,687		1,559
退職給付費用			951		1,124
固定資産減価償却費			2,543		3,288
諸経費			5,902		6,448
一般管理費計	1		22,949		22,452
営業利益			16,519		4,812

		(自 平成19	業年度 9年4月1日 年3月31日)	(自 平成2	業年度 0年4月1日 1年3月31日)
区分	注記 番号			百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	2,369		8,013	
収益分配金		282		225	
受取利息		86		32	
デリバティブ利益		1,308		858	
その他		337		192	
営業外収益計			4,384		9,322
営業外費用					
支払利息	1	-		175	
金銭の信託運用損		392		1,212	
為替差損		67		133	
時効後支払損引当金繰入額		178		97	
その他		8		53	
営業外費用計			647		1,671
経常利益			20,256		12,463
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,421		1,085	
株式報酬受入益		312		299	
リース資産買取差益		-		2	
特別利益計			1,734		1,387
特別損失					
投資有価証券等売却損		80		1,471	
投資有価証券等評価損		23		5	
固定資産除却損	3	56		405	
過年度時効後支払損引当金		429		_	
操入額 退職給付制度移行損失		_		118	
特別損失計		-	589	110	2,001
税引前当期純利益			21,400		11,849
法人税、住民税及び事業税			9,211		2,893
法人税等調整額			50		2,334
当期純利益			12,139		6,621

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:百万円)

	(羊位:白川1)	
	前事業年度 (自 平成19年4月1日	当事業年度
	(日 十成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期变動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金	-	
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期变動額		
当期变動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		_
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期变動額		
当期变動額合計		-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	35,606
当期变動額		
別途積立金の取崩	-	11,000
当期变動額合計	-	11,000
当期末残高	35,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	17,249	16,512
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	11,000
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	8,904
当期末残高	16,512	7,608

		!ットマネシメント株:
利益剰余金合計	有価証	<u> </u>
前期末残高	53,541	52,804
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期变動額合計	737	19,904
当期末残高	52,804	32,900
株主資本合計		
前期末残高	82,451	81,714
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	19,904
当期末残高	81,714	61,810
画・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	11,008	5,124
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,883	3,040
当期変動額合計	5,883	3,040
当期末残高	5,124	2,084
 繰延へッジ損益		
前期末残高	610	250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	360	499
当期変動額合計	360	499
当期末残高	250	249
評価・換算差額等合計		
前期末残高	10,397	4,874
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,522	2,541
当期変動額合計	5,522	2,541
 当期末残高	4,874	2,333
前期末残高	92,849	86,589
当期变動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,522	2,541
当期変動額合計	6,259	22,445
 当期末残高	86,589	64,143

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

- 1 . 有価証券の評価基準及び評価方法 (1)子会社株式及び関連会社株式
 - ...移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基 づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法

- 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法
- 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法
- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)につい ては、定額法によっております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

38~50年 建物 8~15年 附属設備 構築物 20年 器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソ フトウェアについては社内における利用可能期間 に基づく定額法によっております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見 込額を計上しております。

当事業年度

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1)子会社株式及び関連会社株式

(同左)

(2) その他有価証券 時価のあるもの

(同左)

時価のないもの

(同左)

- 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左)
- 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左)
- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年

4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)に ついては、定額法によっております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

38~50年 建物 附属設備 8~15年 構築物 20年 器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産 を除く)

定額法を採用しております。ただし、自社利用 のソフトウェアについては社内における利用可能 期間に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る リース資産については、リース期間を耐用年数と し、残存価額を零とする定額法によっております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

(同左)

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上して おります。

前事業年度

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び 適格退職年金について、当事業年度末における退職 給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上して おります。

適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引については、通 常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっ ております。

7. ヘッジ会計

(1)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されている ヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が 認識されるまで資産または負債として繰り延べる 方法によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券

(3)ヘッジ方針

投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。

8.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

当事業年度

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去 勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数による定額法により、発生した 事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

(同左)

6. リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計

(1)ヘッジ会計の方法

(同左)

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

(同左)

(3)ヘッジ方針

(同左)

(4)ヘッジ有効性評価の方法

(同左)

8.消費税等の会計処理方法

(同左)

9.連結納税制度の適用

(同左)

[会計方針の変更]

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法)	
当事業年度より、法人税法の改正(「所得税法等の一	
部を改正する法律」(平成19年3月30日 法律第6号)	
及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成19	
年 3 月30日 政令第83号))に伴い、平成19年 4 月 1 日	
中3万30日 域マ第8859 アルド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
づく減価償却の方法に変更しております。これによる損	
益に与える影響は軽微であります。 	
┃ ┃ (負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計	
処理	
当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別は、日本の登録を表現している。	
別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金	
等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監	
査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)を	
適用しております。	
この適用により、時効成立のため利益計上した収益分	
配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求	
に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込	
額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計	
上しております。	
この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万	
円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。	
	(リース取引の処理方法)
	当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に
	関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委
	員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に
	関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業
	会計基準委員会)を適用しております。
	この適用により、リース取引開始日が平成20年4月1
	日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引につい
	ては、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行
	い、リース資産の減価償却の方法については、リース期
	間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用し
	ております。
	なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関す
	る会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計
	基準委員会)第79項により、リース取引開始日が平成20
	年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース
	取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた
	会計処理によっております。
	なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に
	与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (貸借対照表関係) 前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡 性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制 度委員会報告第14号 平成19年7月4日)において有価	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より 「有価証券」として表示しております。 なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。	
(損益計算書関係) 1.前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 2.「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。 3.「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。 4.前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	

[追加情報]

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	(退職給付制度の改訂) 当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定 拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部 廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度か ら確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時 金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制 度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指 針第1号)を適用しております。本改廃に伴う影響額と して、特別損益118百万円を計上しております。 この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少してお ります。

[注記事項] 貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年度末	
(平成20年 3 月31日)		(平成21年 3 月31日)	
1.関係会社に対する資産及び負債		1. 関係会社に対する資産及び負債	
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている		区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている	
ものは、次のとおりであります。		ものは、次のとおりであります。	
未払金	5,619百万円	未払金	2,119百万円
未払費用	934	未払費用	585
2 . 有形固定資産より控除した減価償 建物 器具備品 合計	劫累計額 201百万円 534 736	2 . 有形固定資産より控除した 建物 器具備品 合計	た減価償却累計額 295百万円 964 1,260
3.消費貸借契約に基づき貸出されては、次のとおりであります。 関係会社株式 4.未払法人税等には、事業所税の未続が含まれております。	ている有価証券 3,064百万円	□ Ē I	1,200

損益計算書関係

前事業年度	当事業年度	
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日	
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)	
1 . 関係会社に係る注記	1.関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関係会社に対するも	区分掲記されたもの以外で関係会社に対するも	
のは、次のとおりであります。	のは、次のとおりであります。	
受取配当金 2,214百万円	受取配当金 7,864百万円	
	支払利息 175百万円	
2.役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されて おります。	2.役員報酬の範囲額 (同左)	
3.固定資産除却損	3 . 固定資産除却損	
器具備品 1百万円	器具備品 0百万円	
ソフトウェア 54	ソフトウェア 405	
合計 56	合計 405	

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式 数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 12,876百万円1 株当たり配当額 2,500円基準日 平成19年3月31日効力発生日 平成19年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額26,526百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額5,150円基準日平成20年3月31日効力発生日平成20年6月2日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円1 株当たり配当額 5,150円基準日 平成20年3月31日効力発生日 平成20年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,605百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額700円基準日平成21年3月31日効力発生日平成21年6月1日

公東	业事 类左 位		
前事業年度 (自 平成19年4月1日	当事業年度 (自 平成20年4月1日		
至 平成20年3月31日)	至 平成20年4月1日		
<u> </u>	1.ファイナンス・リース取引		
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	質点の売	
	買取引に係る方法に準じた会計処理によって		
	の)		
	リース資産の内容		
	有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフ	, , トウェ	
	ア)		
	・ 主として、コンピューター関連機器(サーバ	ー等)で	
	あります。		
	リース資産の減価償却の方法		
	重要な会計方針の「4.固定資産の減価償却の方法」		
	に記載したとおりであります。		
1 . リース物件の所有権が借主に移転すると認められ	(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通		
るもの以外のファイナンス・リース取引	貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっ	ている	
	もの)		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相	リース物件の取得価額相当額、減価償却累		
当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相		
器具備品 4.55至下四	器具備器制化器		
取得価額相当額 1,453百万円		3百万円	
減価償却累計額相当額 814	減価償却累計額相当額 98	30	
減損損失累計額相当額 <u>- </u>	減損損失累計額相当額 期末残高相当額 36	<u>-</u>	
州不戏同怕当祖 039 	期本%同怕当胡 30 	13	
 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産	未経過リース料期末残高相当額及びリース	資産	
減損勘定期末残高	減損勘定期末残高		
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額		
l .	古	万	
1 年以内 281 百 万 円	1 年以内 180 II 円		
1年超 368	1年超 195		
合計 650	合計 375		
リース資産減損勘定期末残高 - 百万円	リース資産減損勘定期末残高 - 百	万円	
++/11 -> W -11 -> V2 ->		er \	
支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価	支払リース料、リース資産減損勘定の取崩: 償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失		
償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 332百万円		•	
リース資産減損勘定の	リース資産減損勘定の	6百万円	
取崩額 -	取崩額 -		
減価償却費相当額 309		6	
支払利息相当額 19	支払利息相当額 1	•	
減損損失 -	減損損失 -		
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする	(同左)		
定額法によっております。			
TU 그 HO V OF A M C 그 나	ᆌᅌᄓᅛᅘᇹᄶᄼᆣᅶ		
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法		
リース料総額とリース物件の取得価額相当額と	(同左)		
の差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては利息法によっております。			
CIONALICA D COD DA 7			
2.オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング・リース取引		
未経過リース料	未経過リース料		
1 年以内 4百万円		6百万円	
_1年超5		3	
合計 9	合計	9	

1. 売買目的有価証券

前事業年度末	当事業年度末
(平成20年3月31日)	(平成21年 3 月31日)
該当事項はありません。	(同左)

2.満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末	当事業年度末
(平成20年3月31日)	(平成21年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

3 . 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	前事業年度末 (平成20年3月31日)						1)
区分	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
関連会社株式	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318	
合計	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318	

4. その他有価証券で時価のあるもの

	前事業年度末		当事業年度末			
	(平成20年3月31日) (平成21年3月31日)		(平成20年 3 月31日)		∃)	
区分	取得原価	貸借対照表	差額	取得原価	貸借対照表	差額
		計上額			計上額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が						
取得原価を超えるも						
0						
(1)株式	282	7,649	7,366	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他(1)	11,678	13,542	1,864	3,551	3,846	295
小計	11,961	21,192	9,231	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が						
取得原価を超えない						
もの						
(1)株式	-	-	-	-	-	-
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他	5,906	5,362	544	2,334	1,833	500
小計	5,906	5,362	544	2,334	1,833	500
合計	17,868	26,554	8,686	6,168	9,701	3,532

(1) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円(税効果会計適用後)であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円(税効果会計適用後)との純額を貸借対照表に計上しております。

当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は249百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額	7,970百万円	11,200百万円
売却益の合計額	1,419百万円	1,085百万円
売却損の合計額	80百万円	1,471百万円

6.時価評価されていない主な有価証券(上記2.及び3.を除く)

区分	前事業年度末 (平成20年 3 月31日)	当事業年度末 (平成21年 3 月31日)	
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)	
(1) その他有価証券			
譲渡性預金	6,300	3,400	
非上場株式	1,052	992	
合計	7,352	4,392	
(2) 子会社株式及び関連会社株式			
子会社株式	4,408	4,411	
関連会社株式	8,267	8,267	
合計	12,675	12,679	

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成20年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1 . 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2 . その他	6,300	•	6,813	-
合計	6,300	-	6,813	-

当事業年度末(平成21年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1 . 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2 . その他	3,400	1	1,017	-
合計	3,400	1	1,017	-

⁽注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30% 以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

1.取引の状況に関する事項

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)
(1)取引の内容及び利用目的	(1)取引の内容及び利用目的
当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予	(同左)
約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であ	(미소)
り、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リ	
スク及び価格変動リスクを軽減するために利用し	
ております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を	
行っております。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物	(同左)
ヘッジ対象 - 投資有価証券	> % <u>+</u> A1
ヘッジ方針	ヘッジ方針
投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変	(同左)
動リスクをヘッジしております。	- % > 1 11 + / - > > 1
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ有効性評価の方法
為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつ	(同左)
きましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッ	
ジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、	
ヘッジの有効性を確かめております。	
(2)取引に対する取組方針	(2)取引に対する取組方針
デリバティブ取引については、将来の為替及び価	(同左)
格の変動によるリスクの軽減を目的としているた	
め、投資有価証券保有残高の範囲内で行うことと	
し、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない	
方針であります。	
(3)取引に係るリスクの内容	(3)取引に係るリスクの内容
為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、	(同左)
株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動	
によるリスクを有しております。	
(4)取引に係るリスク管理体制	(4)取引に係るリスク管理体制
デリバティブ取引の実行及び管理については、財	(同左)
務部で行っております。財務部長は月に一度デリバ	
ティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で	
行っております。また、取引結果及び損益状況につ	
いては、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の	
信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討し	
ております。	

2.取引の時価等に関する事項

(1)前事業年度末(平成20年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益
市場取引	株価指数先物取 引	2,691	1	2,787	96
	売建 スワップ取引				
市場取引 以外の取 引	短期変動金利 受取・株価指 数変化率支払	4,663	-	6	6
	合計	7,354	-	2,781	102

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によって おります。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。
- (2) 当事業年度末(平成21年3月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)

イ.退職給付債務	13,227百万円
口.年金資産	5,569
八.未積立退職給付債務(イ+ロ)	7,657
二.会計基準変更時差異の未処理額	
ホ.未認識数理計算上の差異	2,037
へ.未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト.貸借対照表計上額純額(ハ+二+ホ+へ)	5,359
チ.前払年金費用	
リ.退職給付引当金(ト - チ)	5,359

3.退職給付費用に関する事項(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

イ.勤務費用	529百万円
口.利息費用	262
八.期待運用収益	148
二.会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	243
へ.過去勤務債務の費用処理額	16
ト.退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+へ)	904
チ. その他(注)	46
計	951

(注)確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法期間定額基準口. 割引率2.1%ハ. 期待運用収益率2.5%

二. 過去勤務債務の額の処理年数 18年(発生時の従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数による定額 法により、費用処理することとして

おります。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数 (1) 退職一時金に係るもの

1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。)

(2) 適格退職年金に係るもの

18年(発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数によ る定額法により、翌期から費用処

理することとしております。)

へ. 会計基準変更時差異の処理年数

該当はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした 退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型 企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ.退職給付債務	11,783百万円
口.年金資産	5,456
ハ . 未積立退職給付債務(イ + ロ)	6,327
二.会計基準変更時差異の未処理額	
ホ.未認識数理計算上の差異	2,400
へ.未認識過去勤務債務(債務の増額)	693
ト.貸借対照表計上額純額(ハ+二+ホ+へ)	4,620
チ.前払年金費用	
リ.退職給付引当金(ト - チ)	4,620

3.退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ.勤務費用	611百万円
口.利息費用	277
八.期待運用収益	139
二.会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	300
へ.過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+二+ホ+へ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

⁽注)確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

400 111	们模切行的时并的全旋区队为6节项	
イ.	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
П.	割引率	2.1%
Л.	期待運用収益率	2.5%

二. 過去勤務債務の額の処理年数

16年(発生時の従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数による定額 法により、費用処理することとして おります。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数

(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理す ることとしております。)

(2) 退職年金に係るもの

16年(発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数によ る定額法により、翌期から費用処 理することとしております。)

へ、会計基準変更時差異の処理年数

該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

前事業年度末		当事業年度末	
(平成20年3月31日)		(平成21年3月31日)	
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	D主な原因
別の内訳		別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,197		1,894
所有株式税務簿価通算差異	884	所有株式税務簿価通算差異	884
ゴルフ会員権評価減	508	投資有価証券評価減	616
投資有価証券評価減	673		510
減価償却超過額	273	賞与引当金	442
子会社株式売却損	196	未払確定拠出年金掛金	328
賞与引当金損金算入限度超過額	709	タックスヘイブン税制	271
事業税	350	減価償却超過額	262
時効後支払損引当金	191	子会社株式売却損	196
繰延ヘッジ損失	173	時効後支払損引当金	189
その他	107	その他	85
繰延税金資産計	6,266	繰延税金資産小計	5,682
繰延税金負債		評価性引当金	1,924
有価証券評価差額金	3,561	繰延税金資産計	3,757
繰延税金負債計	3,561	繰延税金負債	
繰延税金資産(純額)	2,705	繰延ヘッジ利益	173
()		有価証券評価差額金	1,448
		操延税金負債計	1,621
		繰延税金資産(純額)	2,136

┃ ┃ 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人	税等の負	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法/	人税等の負
担率との差異の原因となった主な項目別の内		担率との差異の原因となった主な項目別の	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	交際費等永久に損金に算入されない項	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない		目	
項目	3.6%	・ 受取配当金等永久に益金に算入され	
住民税等均等割	0.0%	ない項目	7.0%
タックスヘイブン課税	4.7%	住民税等均等割	0.0%
外国税額控除	1.1%	タックスヘイブン税制	0.1%
その他	0.9%	外国税額控除	5.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.3%	評価性引当金の増減額	16.2%
		その他	0.7%
			44.1%
		率	70
		-	

関連当事者情報

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1.親会社及び法人主要株主等

		会社等		資本金	事業の内容	議決権等		関係内容		取引		期末
<i>.</i>	属性	の名称	住所	(百万円)	事業の内容 又は職業	の所有 (被所有)割合	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	金額 (百万円)	科目	残高 (百万円)
		B2 +1 +							資金の貸付 (*1)	57,000	,	-
新	会社	野村ホー ルディン グス株式 会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の回収	71,000	1	1
		AIL							貸付金利息 の受入	33	-	-

2.役員及び個人主要株主等 該当はありません。

3 . 子会社等

	会社等 0.5 資本金 事業の内容		議決権等 関係内容				取引		期末		
属性	云紅寺 の名称	住所	^{貝本並} (百万円)	事業の内容 又は職業	の所有	役員の	事業上の関係	取引の内容	金額	科目	残高
	35 E 13		(17313)	X10-14/3K	(被所有)割合	兼任等	手架工 0网络		(百万円)		(百万円)
関連会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都千代田区	18,600	情報 サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製 品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託(*2)	6,161	未払費用	74

4. 兄弟会社等

属性	会社等 の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内 容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	役員の 兼任等	関係内容 事業上の関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社 の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		兼任 1人	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱なら託に係る 事務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*3)	41,864	未払 手数料	4,990
親会社 の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド ・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業		なし	当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*4)	7,261	未 払 費 用	1,949

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。
 - (*2) ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	m7 + 1 - +						資金の借入 (*1)	228,500	短期 借入金	12,000
親会社	野村ホー ルディン グス株式 会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸 借等	資金の返済	216,500	旧八亚	12,000
							借入金利息 の支払	168	未払費用	1

(イ)関連会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都千代田区	18,600	情報 サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託(*2)	10,001	未払費用	79

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*3)	28,694	未払 手数料	2,628

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

親会社の	交資信託受益証券)
子会社	1

(エ)役員及び個人主要株主等 該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定して おります。
 - (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

		(百万円)
	㈱野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

1株当たり情報

前事業年度		当事業年度	
(自 平成19年4月1日		(自 平成20年4月1日	
至 平成20年3月31日)		至 平成21年3月31日)	
1 株当り純資産額	16,811円16銭	1 株当り純資産額	12,453円43銭
1 株当たり当期純利益	2,356円90銭	1 株当たり当期純利益	1,285円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在	
株式が存在しないため記載しておりません。		株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	12,139百万円	損益計算書上の当期純利益	6,621百万円
普通株式に係る当期純利益	12,139百万円	普通株式に係る当期純利益	6,621百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う こと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させ るおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の 親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取 引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい ます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有し ていることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政 令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店 頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社		銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関
		の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づ
		き信託業務を営んでいます。

^{*}平成21年9月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引
		業を営んでいます。

^{*}平成21年9月末現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する 外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3 【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、 投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該 内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (8) 目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高尾幸治 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 英 公 一業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤志保業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注)上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 英 公 一

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成21年4月20日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村CRF(キャッシュ・リザーブ・ファンド)の平成20年9月1日から平成21年2月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村 C R F (キャッシュ・リザーブ・ファンド)の平成21年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>

平成21年10月21日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村CRF(キャッシュ・リザーブ・ファンド)の平成21年3月1日から平成21年8月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村 C R F (キャッシュ・リザーブ・ファンド)の平成21年8月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>